

相談支援事業所光風園（概要）

相談支援事業所光風園において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて提供するサービスの概要は、次のとおりです。

（令和5年5月1日 現在）

<目的>

事業所は、障がい者、障がい児又は障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立ち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月17日法律123号、以下「法」という。）第5条第18項に規定する一般相談支援及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援（以下「相談支援」という。）を適切に提供することを目的とする。

<運営方針>

次に掲げる運営の方針に基づき、適切なサービスの提供を行う。

- 1 事業所は、利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立った指定地域相談支援事業を行うものとする。
- 3 事業所は、自らその提供する指定地域相談支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定地域相談支援を実施するものとする。

<設置・運営の主体>

名称	社会福祉法人島根県社会福祉事業団
所在地	島根県松江市東津田町1741-3
代表者氏名	理事長 山崎 功
設立年月日	昭和40年7月15日

<利用事業所の指定内容>

事業所の種類	指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所		
事業所の名称	相談支援事業所光風園		
事業所番号	指定一般相談支援事業所	島根県	第 3230400099 号
	指定特定相談支援事業所	島根県	第 3230400099 号
	指定障害児相談支援事業所	島根県	第 3270400108 号
指定年月日	指定一般相談支援事業：平成 24 年 10 月 1 日 指定特定相談支援事業：平成 24 年 4 月 1 日 指定障害児相談支援事業：平成 24 年 8 月 1 日		
事業所の所在地	島根県出雲市湖陵町大池 240-1		
管理者	足立 真美		
サービスの実施地域	出雲市内		
主たる対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児		
実施事業	一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業		

<営業時間>

月曜日～金曜日	午前8時45分から午後5時30分まで
国民の祝日および年末年始（12月29日から1月3日まで）は休業します	

<職員の配置状況>

(1) 職員体制

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定特定相談支援を提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

また常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務、延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週 40 時間）で除した数です。

職種	職員数	区分				常勤換算	備考
		常勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
管理者	1	0	1	0	0		
相談支援専門員	2	2	0	0	0	2.0	

<当事業所が提供するサービス>

- ① サービス等利用計画の作成に当たって、当該地域における指定特定相談支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。利用者について、その有する能力、既に提供を受けているサービス等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように解決すべき課題を把握します。
- ② サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族との連絡を継続的に行うことにより、サービス等利用計画の実施状況の把握を行うと共に、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ③ 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合または利用者が施設への入所を希望する場合には、施設の紹介その他の便宜の提供を行います。施設等及び医療機関から退院または退所しようとする利用者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、地域移行支援及びサービス等利用計画の作成等の援助を行います。

<体制整備加算に関する事項>

(1) 行動障害支援体制加算

当事業所は、行動障がいのある知的障がい者や精神障がい者に対して、適切な計画相談支援を実施するために、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障がいのある障がい者へ適切に対応できる体制を整備しています。

(2) 要医療児者支援体制加算

当事業所は、人工呼吸器を装着している障がい児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して、適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制を整備しています。

<ご利用料金内容>

(1) サービス利用料金

サービス等利用計画作成費については、利用者の負担はありません。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域以外の居宅等を訪問して特定相談支援を行う場合は、費用の内容と金額についてあらかじめ説明し、同意を得たうえで、下記の交通費をいただきます。

また、費用に係る支払を受けた場合は領収書を交付します。

公共交通機関を利用した場合：実費

自動車を利用した場合：通常の事業の実施地域を越える地点から

1 キロメートル当たり 37 円

<事故発生時の対応>

当事業者は、利用者に対する相談支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・関係機関等への連絡をおこなうと共に必要な措置を講じます。

また、当事業者は、利用者に対する相談支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

<要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口>

① 当施設ご利用相談窓口

- 解決責任者：障害者支援施設光風園 園長： 足立 真美
- 受付担当者：自立支援課長： 和田 英孝
- ご利用期間：月曜日～金曜日（祝日は除く）
- ご利用時間：午前9時00分から午後5時00分まで
- 電話番号：0853-43-2101
- FAX番号：0853-43-2119

※ 担当者が不在の場合は、障害者支援施設光風園までお申し出ください。また苦情受付箱（意見箱）を設置しておりますのでご利用ください。

② 行政機関その他苦情受付窓口

出雲市健康福祉部福祉推進課

電話番号（0853）21-2211

島根県運営適正化委員会

電話番号（0852）32-5913